

令和3年第12回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年11月25日 午後2時00分から午後2時49分

2. 開催場所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	欠		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	福島 茂雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田隲 佳秀	主任	紫藤 花織

9. 開 会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和3年第12回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 福島 茂雄 委員 齊藤 貴作

11. 議決事項及び議事の要領

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、本件2番につきましては、農地利用最適化推進委員に関係する案件となります。

坂戸市農業委員会会議規則第10条では、農業委員の議事参与の制限を規定しており、農地利用最適化推進委員についての制限はありませんが、農業委員に対する規定を準用し、2番の審議中は委員の退席をお願いします。はじめに1番を審議します。

事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、石井の又木ほか13筆です。地目は田で、地積は合計9,260㎡です。譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 栗原（一）委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人は、所有している農地の営農が適切にできています。

以上のことから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 質疑等はございますか。

ないようですので、採決を行います。

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、1番については、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。議案第43号のうち1番については許可と決定します。

議 長 続いて、2番を審議いたします。

議事参与の制限を準用する委員には、退席をお願いします。

(農地利用最適化推進委員 退席)

事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

2番案件の所在地は、成願寺の若宮ほか1筆です。地目は畑で、地積は合計2

8 8 m²です。譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

2 番 大家地区 岡野委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 申請地は以前、草だらけの農地でしたが、2番案件の譲受人が利用権設定により、以前から耕作していて、現在は適正に管理されています。譲受人は農業に従事しており、譲り受ける農地を適切に耕作するとのことでした。

以上のことから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 質疑等はございますか。

議 長 ないようですので、採決を行います。

農地法第3条の規定による許可申請のうち2番については、許可と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。議案第43号のうち2番については許可と決定します。

(農地利用最適化推進委員 着席)

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請の1番の案件についてですが、取下げ申請がありました。事務局より説明をお願いします。

事務局 1番案件の農地所有者は個人事業者で、今回、事業のために転用を計画しましたが、その事業の代表者が自身の子であることが分かり、第5条の規定による申請であるため、取下げしたものです。

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請については、まずは1番から7番の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、中小坂の西谷ツ、ほか1筆です。地目は畑で、地積は計102m²です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は追認による通路敷で、契約の内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、申請地には砂利が敷いてあり、住宅敷地への出入りに使用されていました。

譲受人は、住宅を建てた当時、2 mの幅員の公道から自宅敷地へ出入りをしていましたが、車を使い始め、2 mの幅員では狭かったため、公道と隣接している申請地を通路敷として利用していたとのことです。

現在、2 m道路の中央部から左右に分かれて2軒の家が接していることから、家の建て替えが不可能な2項道路となってしまうことを防ぐため、追認により、申請地を通路敷とする計画を立てました。川越農林振興センターと協議しましたところ、生活上必要なものであることから、追認はやむを得ないとの見解でした。

農地転用許可基準の立地基準については、10 ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については浸透による処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は、中小坂の金山です。地目は畑で、地積は1,023 m²です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場の敷地拡張で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10 ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については浸透による処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は上吉田の田端、ほか1筆です。地目は田で、地積は計600 m²です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は資材置場で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10 ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については浸透による処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は、上吉田の田端、ほか2筆です。地目は田で、地積は計334 m²です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10 ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適

合していると考えます。

5 番案件の所在地は上吉田の田端です。地目は田で、地積は340㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6 番案件の所在地は、片柳の知中町、ほか2筆です。地目は田で、地積は計304㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、東側の市道に給水管及び下水管が埋設され接続が可能となっており、かつ500m以内に高校や小学校及び医療機関があり、教育施設と医療施設が2つ以上あることから第3種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7 番案件の所在地は片柳の関ヶ谷戸です。地目は畑で、地積は495㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1 番、2 番 三芳野地区 中里委員 3 番～7 番 坂戸地区 松永委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1 番案件の譲受人は、車を使い始めたころから、幅員がいため農地を通路敷きとして使用していました。生活上必要なものであることから、小委員会では追認による転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員	2 番案件の譲渡人は、体調不良のため土地を手放すことにしました。譲受人は、中小坂で事業を開始して 20 年ほどの法人です。車両が多く、駐車場の敷地拡張のため本申請に至りました。周辺には住宅地が広がり、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。
委員	3 番案件の申請地は、変形した田で、水引きも難しく耕作に不向きであったため、土地を手放すことになりました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。
委員	4 番案件の土地は適正に管理されていました。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。
委員	5 番案件の譲渡人は高齢で土地を手放すことになりました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。
委員	6 番案件の土地は適正に管理されていました。周辺は市街化が進み、日照の関係などで耕作が難しいため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。
委員	7 番案件の土地は適正に管理されていました。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。
議長	1 番から 7 番までの説明が終わりました。ご質疑等はございますか。
委員	1 番案件について、申請地を挟んで両側にある通路敷の地目は何ですか。
事務局	以前の地目は農地でしたが、申請地を除いて順に転用が行われ、現在の地目は宅地となっています。
委員	分かりました。
議長	議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、つぎは 8 番から 12 番の案件について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】 8 番案件の所在地は、善能寺の北野、ほか 1 筆です。地目は畑で、地積は計 344 m²です。 譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。 現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。 農地転用許可基準の立地基準は、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

9番案件の所在地は善能寺の西山、ほか1筆です。地目は畑で、地積は計302㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は、大部分が農地として適正に管理されていましたが、一部に砂利が敷かれていました。代理人に撤去するよう依頼しており、対応する旨連絡を受けています。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

10番案件の所在地は、善能寺の中山です。地目は畑で、地積は130㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は倉庫の敷地拡張で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されてきました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用目的の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については宅内処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

11番案件の所在地は長岡の中耕地です。地目は田で、地積は342㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されてきました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

12番案件の所在地は、北峰の西浦です。地目は畑で、地積は330㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されてきました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位

置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
8番～11番 入西地区 齊藤委員 12番 入西地区 根本委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 8番案件の土地は適正に管理されていました。譲渡人は耕作をしておらず、土地を手放すことになりました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委 員 9番案件の土地は、砂利が敷かれている部分がありますが、事務局の説明のとおりです。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委 員 10番案件の土地は適正に管理されていました。譲渡人は仕事をしており、耕作はしていないため、土地を手放すことにしました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委 員 11番案件の土地は適正に管理されていました。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委 員 12番案件の土地は適正に管理されていました。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 8番から12番までの説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 ないようですので、採決を行います。

農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。議案第45号は許可相当と決定します。

議案第46号 農用地利用集積計画（案）について

議 長 議案第46号 農用地利用集積計画（案）について審議します。
本件につきましては、農業委員および農地利用最適化推進委員に関する案件となります。

坂戸市農業委員会会議規則第10条では、農業委員の自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についての議事参与の制限を規定し、農地利用最適化推進委員にも同条を準用しているため、それぞれの委員は、該当番号の事案の際に退席をお願いします。

事務局より説明をお願いします。

(農業委員、農地利用最適化推進委員 該当事案の際に退席)

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

11月分の農用地利用権設定申出は、新規37件、97筆、面積85,970㎡で、更新は44件、122筆、117,347㎡で、すべて一般分です。解約は4件、5筆で面積4,687㎡です。令和3年12月1日設定後の利用集積面積は、3,011,972.28㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ご質疑等がございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。
農用地利用集積計画(案)については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり決定します。

(農業委員、農地利用最適化推進委員 該当事案採決後に着席)

報告第13号 専決処分の報告について

議長 報告第13号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出3件、第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出1件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

報告第14号 農地法第5条第1項第8号に係る事業計画書について

議長 報告第14号 農地法第5条第1項第8号に係る事業計画書について事務局より説明してください。

事務局 携帯電話通信基地局移設に係る転用、森戸橋架替工事に係る旧橋撤去時の資材置場への転用について、計2件の事業計画書の提出があったため受理しました。

議長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

次第4 その他

議 長 次第4 その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について、資料により説明します。

議 長 その他について、委員さんから何かありますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和3年第12回坂戸市農業委員会
総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和3年11月25日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員